

告 示

埼玉県告示第百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和七年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人志木総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ

二 代表者の氏名

増田 三枝子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県志木市柏町三丁目三番三十一―百六号

四 当該認定の有効期間

令和七年三月四日から令和十二年三月三日まで